

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03494

研究課題名（和文）多元化する不法行為責任規範の損害論の研究

研究課題名（英文）A study of damage theory in multidimensional tort liability norms

研究代表者

若林 三奈（Wakabayashi, Mina）

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：00309048

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、不法行為法の領域における現代的な問題の一つとして、以下の損害論の課題に焦点をあてたものである。製造物責任分野における日本法の特質とその意義（例えば事業損害）、環境被害における新しい損害論（とくに原発事故訴訟における生活基盤損害等）、人身損害分野（交通事故、公害・環境被害）における損害賠償給付と併行給付との調整原理、さらには取引関係における不法行為の特質等について検討した。いずれも、書籍や論文、判例評釈の形でその成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、民事責任法における現代的課題のうち、とくに環境被害および消費者被害に焦点をあて、その損害論および損害賠償額算定準則（併行給付との調整を含む）について、従前の基礎理論研究をベースに、比較法的かつ学際的に考察し、具体的な解釈論や今後の課題を提示するものであり、これをもって公正な損害賠償の実現および個人の権利保護に寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：This study focused on the following issues of damage theory as one of the contemporary issues in the area of Japanese tort law:

(1) the unique characteristics and significance of Japanese product liability law, e.g. business damage; (2) a new theory of damage in the area of environmental damage, e.g. damage to the infrastructure of daily life by nuclear accident; and (3) the issue of offsetting compensation for damage and concurrent compensatory benefits in the area of personal injury, e.g. traffic accidents and environmental damage; (4) the characteristics of tort litigation related to transactions. These results have published in the form of books, articles or case reviews.

研究分野：民事法学

キーワード：損害論 製造物責任法 原発事故 原子力損害賠償法 生活基盤損害 損益相殺的な調整 取引的不法行為

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

民法(債権関係)に関する改正法案が国会に提出され、2017年5月に、契約法を中心とした改正法が成立した。これに対して、不法行為法分野では、具体的な改正は予定されていないものの、学術研究のレベルでは、これまでもいくつかの試案が出され、2015年の私法学会では不法行為法の立法的課題が、また2014年の消費者法学会では、制定より20年を迎えた製造物責任法をめぐる課題が取り上げられる等、将来的な民法・関連特別法の改正を視野に入れた基礎研究の重要性が増している。

国際的にも、2005年にヨーロッパ不法行為法原則(PETL)、2009年にヨーロッパ私法共通参照枠草案(DCFR)が公表されている。これらは、いずれも、ヨーロッパの各国法の比較法研究を通して得られた、国際的モデル準則である。またそれゆえに、不法行為法分野の国際的な法の平準化、基本原理の探究を目的とした比較法的手法による理論研究に際して、貴重な手掛かりを与えるものとなっている。以上のような背景のもと、近時は、とくに不法行為責任原理の二元化・多元化といった観点から、責任論、体系論に関する貴重な研究が積み重ねられている一方、損害論の検討については、なお十分とはいえない状況にある。併せて、古典的不法行為とは異なる現代的課題、とくに訴訟外での補償的給付が損害賠償額の算定に与える影響の他、福島第一原発事故によって引き起こされた新たな被害に対する損害賠償のあり方について、学際的な共同研究や実務家との協働により被害実態を捉えつつ、理論的な対応が求められている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、第1に、ヨーロッパの共通法として提案された異なる「不法行為法モデル準則」を出発点に、国際的な法の平準化の方向性と特質を明らかにし、不法行為法の現代的変容の方向性を探究することである。第2に、以上の比較法的成果を基礎に、各国レベルでの平準化にかかる動向を注視し、当該国の不法行為法の特質等に留意しながら、平準化の動向を探り、正当化原理を検討する。第3に、その際、とくに損害論との関係、損害論の検討に重点を置く。中でも、経済的損失の賠償規準や新たな損害の賠償規準につき、関連分野の研究成果を踏まえて探究する。第4に、これらの一連の研究を通して、一定の解釈論を示しつつ、不法行為法学の発展に寄与する。

## 3. 研究の方法

第1に、欠陥責任による製造物責任法については、EU指令をはじめとする主要先進国における生産者責任法制との対比から、日本法の特質を明らかにする作業が出発点となる。日本法については、EC指令との責任構造の類似性が強調されるものの、損害論においては、事業者損害も認める等、特異性もある。ここ数年、裁判例も一定の蓄積があることから、裁判例の整理・分析を踏まえた上で、日本の製造物責任法の意義について検討する。国際共同研究の成果として、欧文での公表を予定していることから、すでに海外で紹介されている日本の製造物責任法に関する文献の収集、分析も行う。そのために、夏期等を利用して、マックスプランク国際私法・外国私法研究所に短期客員研究員として滞在する。

第2に、原子力損害賠償法における損害論の分析・検討を行うために、立法過程の議論等、基礎文献の収集を行い、1981年の敦賀原発事故、1999年の東海村臨界事故、2011年の福島第一原発事故における裁判例等を整理し、分析した上で、とくに、福島第一原発事故によって引き起こされた生活基盤への剥奪、破壊という被害の賠償のあり方について検討を進めるため、2013年12月に立ち上げられた学際的共同研究の場である福島原発事故賠償問題研究会等に新たに参加し、問題状況の把握に努めた。

第3に、その他、本研究課題を遂行するにあたって、不法行為法および損害賠償法についてのドイツ等の主要先進諸国で展開されている議論について、適時に情報収集するため、従前の国際的なネットワークを生かしつつ、ドイツ語および英語文献を中心に文献収集を行い、分析を進める。その際、各国における立法論的展開については、特別法として提案されるものも含め、また具体的な立法提案に至るまでの試案の類似性についても、その理論的検討を深めるために、当該研究課題に関連するものについては、適宜、分析の対象とする。

## 4. 研究成果

第1に、製造物責任法について、とくに比較法的視点から日本法の特徴を明らかにし、生産者の民事責任について、ドイツ法を中心に各国レポートをとりまとめている、Kullmann=Pfister=Stöhr=Spindler(Edit.), *Produzentenhaftung*(Berlin/Germany, Erich Schmidt Verlag)において、日本の製造物責任法の概要、主な判例、ADR等の紛争処理手続については欧文で公表した。

第2に、原子力損害賠償法分野においては、(1)福島原発事故賠償にかかる集団訴訟について、その初判断となる前橋地裁判決(群馬訴訟)の損害論の検討内容につき「法律時報」にお

いて公表した。群馬に続いて、判決の出た千葉第一陣、生業における各地裁判決における慰謝料論の分析と課題について、日弁連主催のシンポジウム等で報告した上、淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）にて公表した。前橋地裁判決（2017年3月）以降、1年の間に全国の地方裁判所において下された各集団訴訟（群馬、千葉第一陣、生業、小高、京都、首都圏、浜通り避難者の7件）における損害論について横断的な検討を行い、導き出された課題については「環境と公害」にて公表した。また、多くの判決が原賠審による中間指針をベースとした判決を下すなか、独自の損害論を展開するかながわ訴訟の検討を中心に、かながわ・千葉第2陣・愛媛の3判決の分析、検討についても「判例時報」において公表した。

以上と併行して、原子力損害賠償法の特質を明らかにするとともに、福島第一原発事故に限らず、従来の敦賀原発放射性物質漏洩事故、JCO東海村臨界事故を通して構築されてきた損害論についても検討した。従前の事故については、営業損害（風評損害を含む）が中心であったが、福島第一原発では、避難による損害（財産的損害、精神的損害、故郷喪失損害等）といったこれまでにない被害に対する損害論の構築が課題となるところ、これらの検討の成果の一部についても能見善久・加藤新太郎編『論点体系・判例民法8不法行為』（第一法規、2019年）において公表した。併せて、裁判において認められつつある故郷喪失損害の内実について、避難慰謝料との異同、および、その非貨幣的な経済的価値等について、具体的な検討に着手した。

第3に、現代的な損害論の課題の一つである、損害賠償給付と併行給付との調整について、判例法で展開されている「損益相殺的な調整」の意義と課題について、現在の到達点をまとめたものを藤村和夫他編『実務交通事故訴訟大系第3巻』（ぎょうせい、2017年）にて公表した。また、とくに包括請求方式との関係での問題点と課題を水俣病補償における公健法障害補償費との関係で明らかにし、「環境法研究」において公表した。さらに、交通事故被害者の自賠法16条1項に基づく請求権と社会保険者の代位による請求権の優劣について、「交通事故判例百選」において公表した。

第4に、法の平準化の動きの一つとして、ドイツで遺族慰謝料請求権導入法が2017年5月に成立、同年7月より施行されたことから、本法によるドイツ民法典844条をはじめとするドイツの各種民事責任法（無過失責任立法）の改正について、近親者慰謝料に関するヨーロッパ各国法の立法的・司法的展開およびドイツ国内の従来の法状況と学界等での議論、当該法律の制定過程や経緯について整理し、同法導入（および新しい慰謝料項目の承認）の現代的意義（損害事実の社会的承認と連帯）を明らかにし「龍谷大学社会科学研究所年報」にて公表した。

第5に、その他の不法行為法領域における損害論について、とくに、消費者取引・金融取引にかかる不法行為訴訟の特徴を整理し、まとめる作業を行った他、これに加え、環境被害および交通事故による人身損害の分野での損害論についても、判例評釈の形で、公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 2423
2. 論文標題 東京電力福島第一原発事故訴訟の動向 かながわ・千葉・愛媛3判決の損害論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 117-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 若林三奈	4. 巻 45
2. 論文標題 違法な投資勧誘を行っていた事業者に事務所を使用させた行為の幫助該当性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 79-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 若林三奈	4. 巻 10
2. 論文標題 水俣病補償 - 不法行為損害賠償給付と公健法障害補償費との関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 若林三奈	4. 巻 48号
2. 論文標題 ドイツ民事責任法における遺族慰謝料請求権導入（BGB844条改正）の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷大学社会科学研究所年報	6. 最初と最後の頁 121-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 48巻2号
2. 論文標題 福島原発事故賠償訴訟における損害論の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 15-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 240号
2. 論文標題 神栖市ヒ素化合物流出事件 - 県の規制権限不行使の違法 (公害等調整委員会平24・5・11裁定)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 230 - 231
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 3
2. 論文標題 損益相殺 - 損益相殺的な調整の意義と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 藤村和夫 = 伊藤文夫 = 高野真人 = 森富義明編『実務交通事故訴訟大系第3巻』(ぎょうせい、2017年11月)	6. 最初と最後の頁 730-751
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 89巻8号
2. 論文標題 原発事故訴訟における損害論の課題 - 前橋地裁判決の検討から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 233号
2. 論文標題 被害者の自賠法16条1項に基づく請求権と社会保険者の代位による請求権の優劣	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 144-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 なし
2. 論文標題 休業損害	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 森島昭夫監修・新美文=加藤新太郎編『実務精選100交通事故判例解説』（第一法規、2018年1月）	6. 最初と最後の頁 66-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 能見善久 = 加藤新太郎編 / 執筆者7名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 536
3. 書名 論点体系・判例民法・不法行為	

1. 著者名 淡路 剛久監修、吉村 良一・下山 憲治・大坂恵里・除本 理史編（他25名の共著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344
3. 書名 原発事故被害回復の法と政策	

1. 著者名 H.Kullmann, B.Pfister, K.Stoehr, G.Spindler他23名	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Erich Schmidt Verlag	5. 総ページ数 5350
3. 書名 Produzentenhaftung	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------